

冷凍のみなまぐろの事前確認制移行について

輸入注意事項12第37号 (12.5.11)

改正①輸入注意事項12第139号 (12.12.26)

平成12年5月11日付け通商産業省告示第321号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成12年6月1日以降、事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成12年6月1日以降の当該貨物の輸入については、平成12年5月31日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので別途経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けてください。①